

農業経営基盤強化促進法第18号第1項の規定に基づき、公表します。

神戸町長 藤井 弘之

市町村名 (市町村コード)	神戸町 (21381)
地域名 (地域内農業集落名)	下宮 地域 (新屋敷、落合付寄、斉田、柳瀬、瀬古)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 11月 21日 (第1回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

畑はビニールハウスで小松菜など野菜を中心に耕作している地域があり、施設園芸農家の横の繋がりで次の農業者へ繋がりがやすいが、露地の畑は次に耕作する農業者が見つからず、耕作放棄地になりやすい。水稻は農事組合法人や会社経営体を担い手として耕作が行われ集積が進んでいるが、担い手が不足しており効率的に耕作するため集約を進める必要がある。

【地域の基礎的データ】

主な作物:米、麦、大豆、小松菜、バラ

(2) 地域における農業の将来の在り方

畑については、施設園芸農家の横の繋がりを中心に農地中間管理機構を利用して、耕作放棄地などにならないようにする。水田についても、現況を踏まえ農地利用の契約更新のタイミングなどを利用して、担い手間で常に情報交換をしながら農地中間管理機構を利用して集約していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	209 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	209 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その他の農地は保全・管理を行う区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

水田については、集落ごとにある程度担い手が決まっており、担い手が話し合いの場を通じて意見交換を行いながら集約をしていく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

相対契約が行われている土地については、期間満了後に農地中間管理機構を活用した権利設定を行うことを進める。また新規の貸付についても同様とする。

(3) 基盤整備事業への取組方針

用水路等で補修工事が必要な箇所があるため、優先順位をつけて必要な修繕を施しながら基盤整備事業の話が上がった時には積極的に進めていく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

農地の集約などは、担い手と町・農協・農業委員会・農事改良組合など話し合いの場を設けて積極的に情報交換をして解決していく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

農作業ができなくなった耕作者等があれば相談を受けている。一時的であれば作業委託、今後の話であれば農地中間管理機構を利用して集約の方向に進むように話を進めていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

③農業従事者の担い手の減少や労働力不足を解消するため、スマート農業技術の導入による各作業の労働の軽減と効率化を進めていく。

⑦多面的機能支払交付金等を活用し地域で農地の保全・管理に努めていく。